

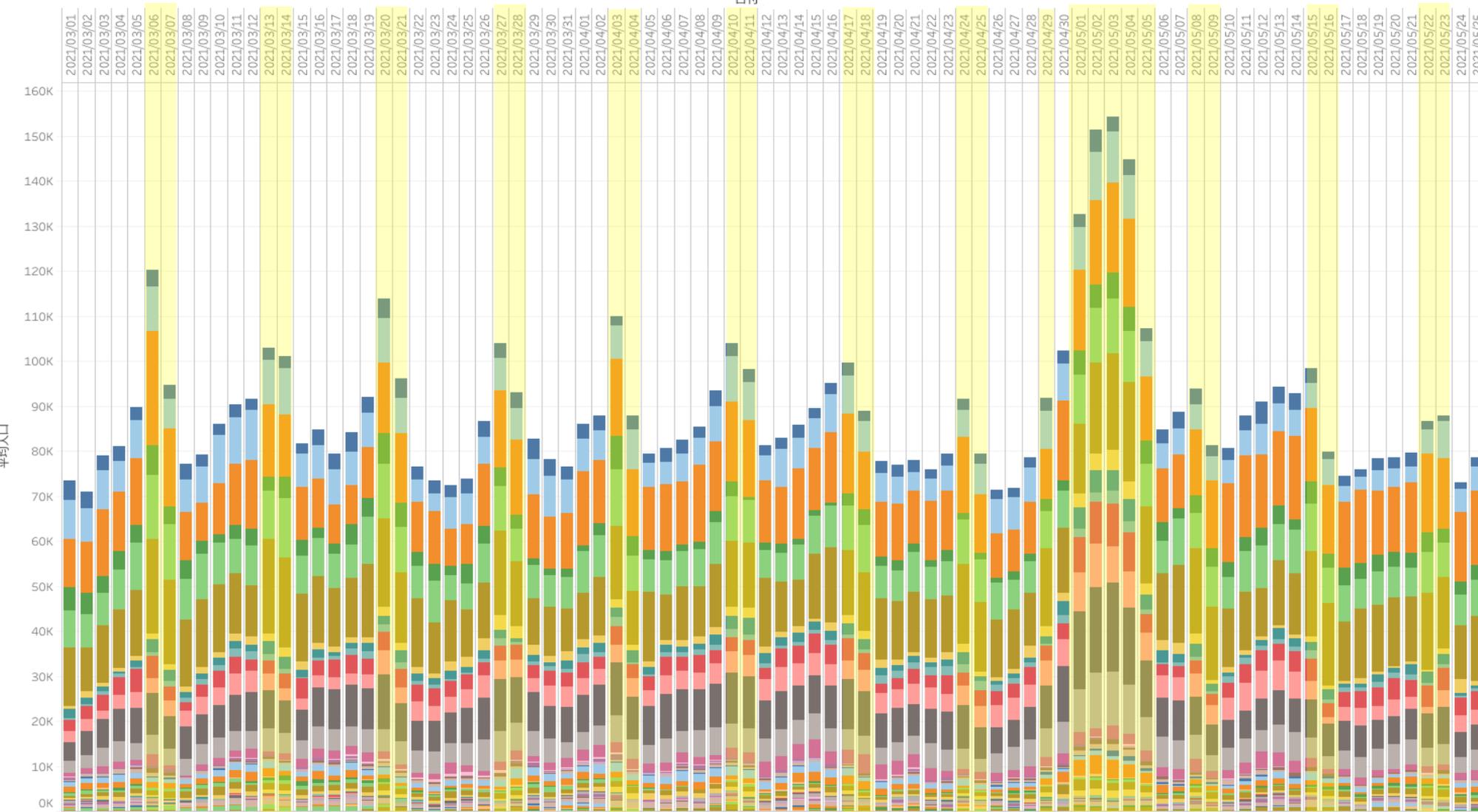
人流等の動向について

他都道府県からの来県状況

出典: (株) Agoop

休日(土日祝)

日付
2021/03/01 ~ 2021/05/25



平日日フラグ
すべて

時間帯
day → 日単位

都道府県
04:宮城県

市区町村
すべて

居住都道府県
複数の値 → 宮城県以外

- 居住都道府県
- 01:北海道
 - 21:岐阜県
 - 40:福岡県
 - 02:青森県
 - 22:静岡県
 - 41:佐賀県
 - 03:岩手県
 - 23:愛知県
 - 42:長崎県
 - 05:秋田県
 - 24:三重県
 - 43:熊本県
 - 06:山形県
 - 25:滋賀県
 - 44:大分県
 - 07:福島県
 - 26:京都府
 - 45:宮崎県
 - 08:茨城県
 - 27:大阪府
 - 46:鹿児島県
 - 09:栃木県
 - 28:兵庫県
 - 47:沖縄県
 - 10:群馬県
 - 29:奈良県
 - 11:埼玉県
 - 30:和歌山県
 - 12:千葉県
 - 31:鳥取県
 - 13:東京都
 - 32:島根県
 - 14:神奈川県
 - 33:岡山県
 - 15:新潟県
 - 34:広島県
 - 16:富山県
 - 35:山口県
 - 17:石川県
 - 36:徳島県
 - 18:福井県
 - 37:香川県
 - 19:山梨県
 - 38:愛媛県
 - 20:長野県
 - 39:高知県



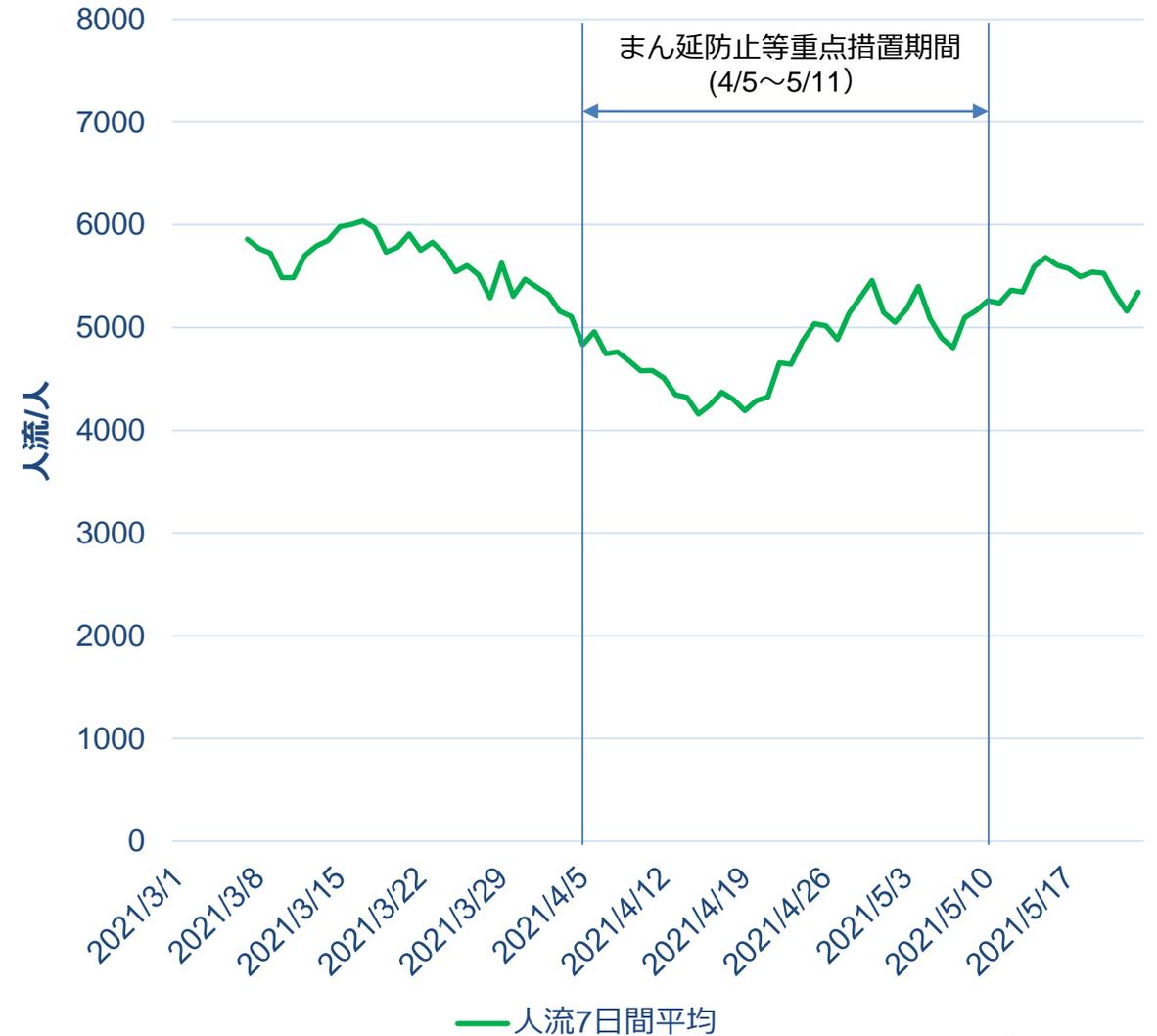
仙台市外 2 地点の人流（夜間）

出典: (株) Agoop

古川駅周辺の人流



本塩釜駅周辺の人流

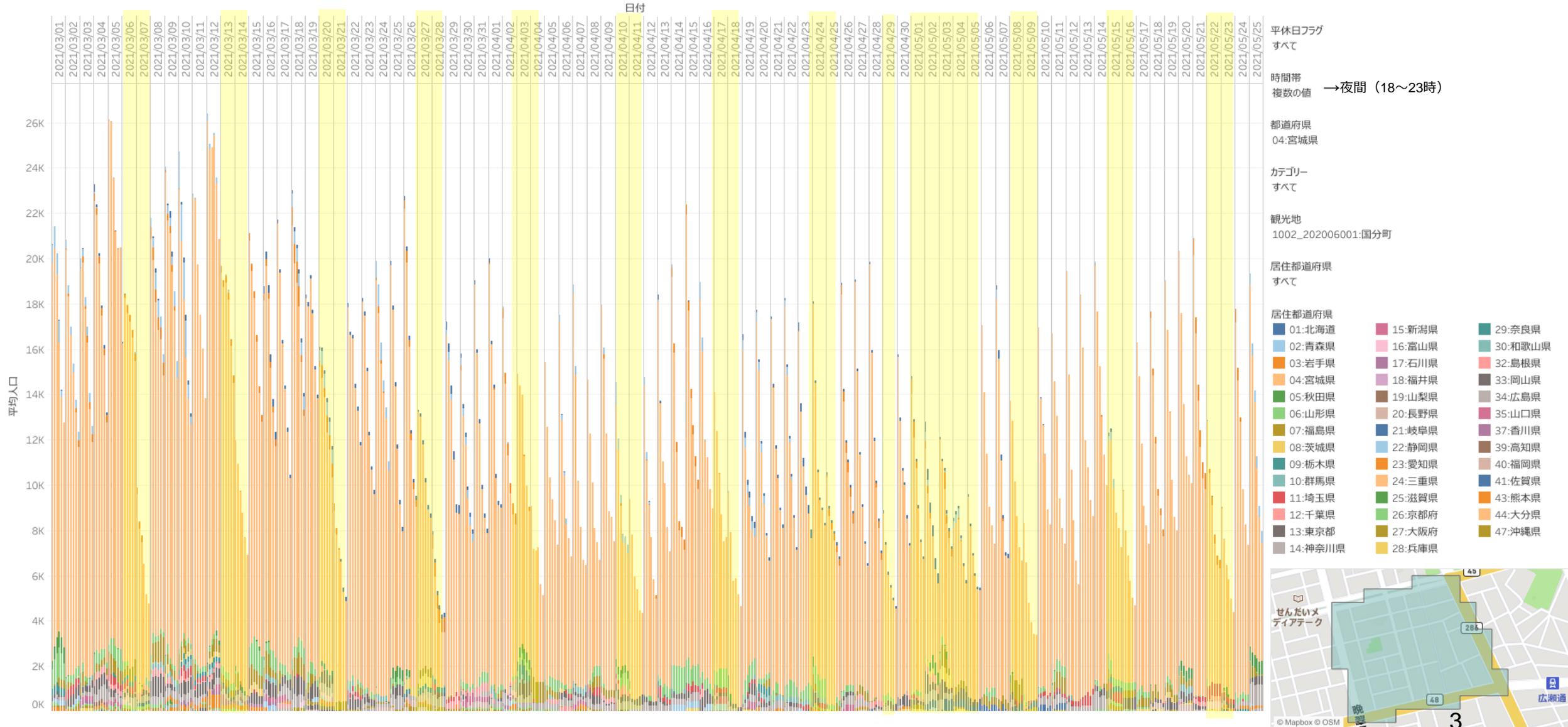


国分町周辺の人流（夜間）

出典: (株) Agoop

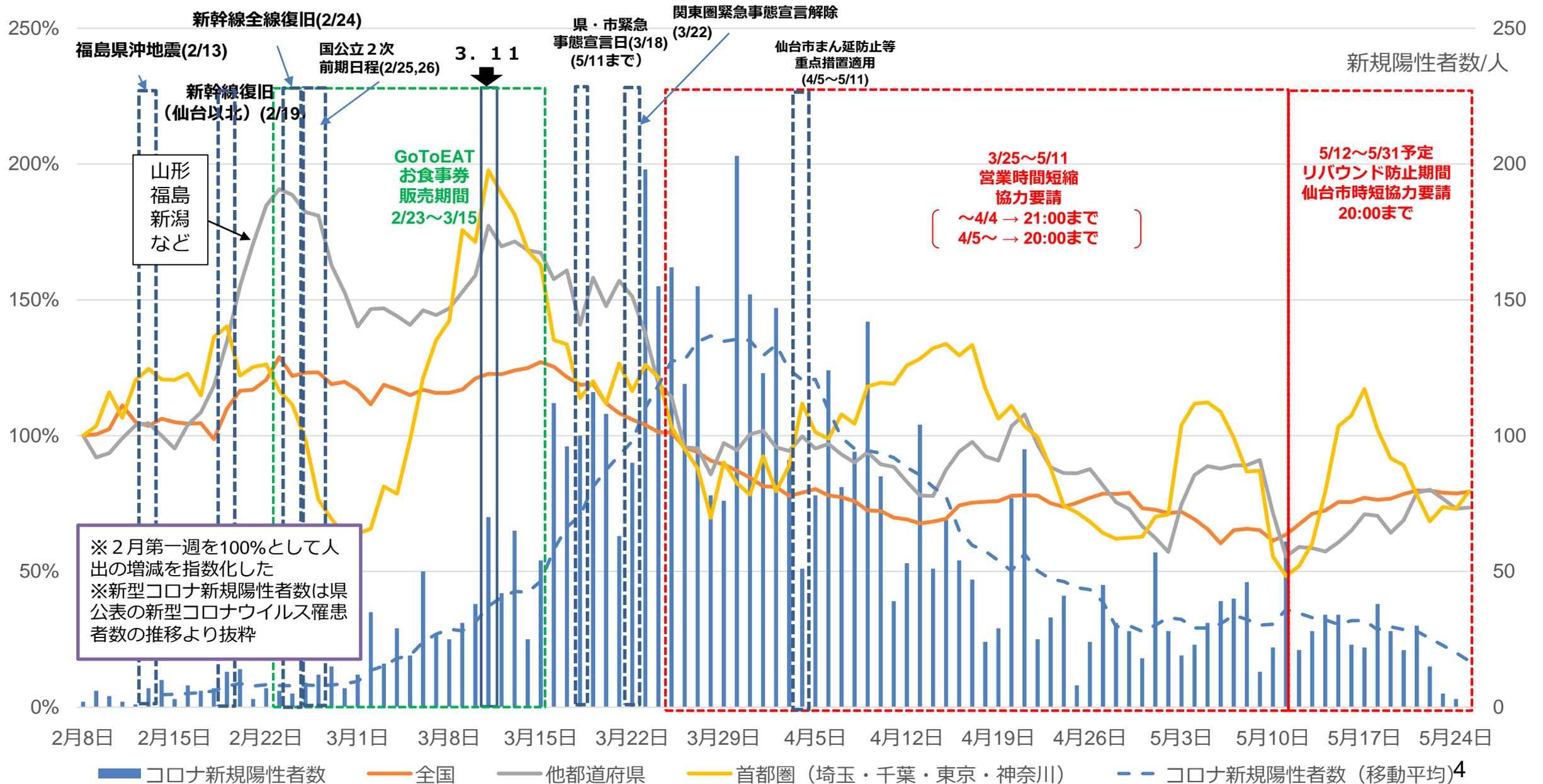
休日(土日祝)

日付
2021/03/01 ~ 2021/05/25



国分町夜間の人流（指数）と新型コロナ新規陽性者数（7日間平均）比較

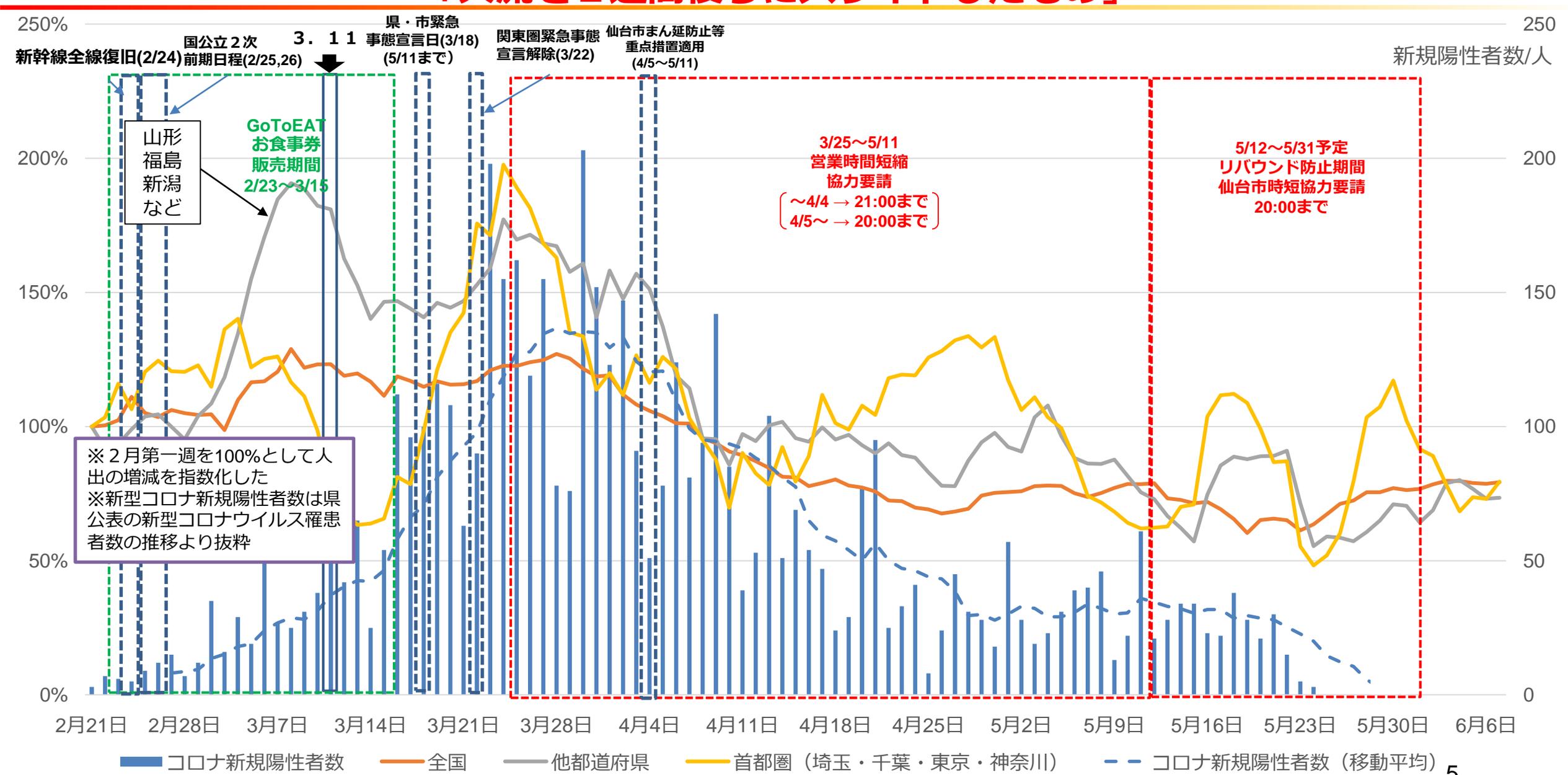
出典: (株) Agoop



国分町夜間の人流（指数）と新型コロナ新規陽性者数（7日間平均）比較

「人流を2週間後ろにスライドしたもの」

出典: (株) Agoop



1 モニタリング検査

- 4月23日から仙台市中心部でモニタリング検査を開始。まん延防止等重点措置解除後は、仙台市中心部に加え、大学、企業、大型集客施設などで実施。今後も実施する場所や団体を増やししながら、感染再拡大の端緒をとらえて早期対応につなげます。
 - ・ 4/23~5/23の配布実績 5,633キット

2 高齢者施設の職員等の頻回検査

- 4月以降、1週間に1回程度の頻度で入所型の高齢者施設・障害者施設の職員を対象に検査を実施（5月24日取りまとめ時点において、県全体で延べ59,891件の検査を実施）
- まん延防止等重点措置解除後も6月まで頻回検査を継続し、職員の感染を迅速に察知することで、高齢者施設等での感染拡大を未然に防ぎます。

3 変異株の検査体制の充実

- 地方衛生研究所における検査頻度の増加、民間検査機関の活用により、検査率40%の維持に努めます。
- 6月から、県と東北大学の連携による遺伝子解析を実施し、変異株による感染拡大への早期対応につなげます。
- 変異株感染者数等について、5月11日からホームページでの情報提供を行い、県民に対する感染拡大への注意喚起に努めます。

4 仙台市内飲食店従業員のPCR検査(仙台市)

- 仙台市内の飲食店従業員を対象に無料PCR検査を実施し、飲食店の安全安心を確保することで地域経済の回復につなげるとともに、無症状感染者の早期発見により感染拡大を未然に防ぎます。
 - ・ 申込期間 5月26日から10月31日まで
 - ・ 店舗ごと月に1回、期間中最大5回まで
 - ・ 対象店舗 約7,900店

みやぎ飲食店コロナ対策認証制度について

県内の飲食店における感染防止策を強化し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を継続的に抑えこむとともに、感染防止策を県が第三者として認証を行うことにより、利用客の増加につなげることで、県内飲食業の振興を図るため、「みやぎ飲食店コロナ対策認証制度」を新設するもの。

1. 認証制度のポイント

- 感染防止に向け、国から示された認証の基準等を踏まえ、安心して利用できる基準をより具体的に設定。
- 申請に基づき県が第三者による認証として1店1店を現地調査し、基準への適合状況を確認。感染防止策が不十分であれば問題解決に向け指導。
- 基準をクリアした店には、認証マークのステッカーを交付。認証店として利用客へアピール。
- 認証店として感染防止策を講じるための支援と、認証店の利用促進のためのインセンティブを提供。
- 認証の質を確保するため、認証後にも現地調査を実施し、感染防止策の状況を確認するほか、利用客からの情報提供体制を構築。

2. 申請から認証までの流れ

1 申請 ✓ 業種別ガイドライン等を踏まえ、安心して利用できる基準をより具体的に設定。

5/21(金)スタート

2 現地調査・助言 ✓ コロナ対策指導員が、1店1店、現地調査を行い、基準への適合状況をチェック。
✓ 不十分であれば相談に乗り、解決。

3 認証 ✓ 基準をクリアした店は、認証マークを掲示し、認証店として利用客へアピール。



3. 認証基準（概要）

国から示されている基準案をベースに、専門家の知見も踏まえ宮城県として独自の項目を追加するとともに、一部項目を整理するなどして、認証基準とした。

※国基準(必須)：国が必ず認証基準に含めるよう定めている必須項目

区分	基準（主な内容）	備考
入店・支払時等（6項目）	・入口に消毒液を設置し、入店時に必ず来店者に呼びかけ手指消毒を実施すること等	国基準(必須)
	・食事中以外のマスクの着用について、来店者に対して声かけを行うこと等	国基準(必須)
客席の利用（14項目）	・テーブルとテーブルとの間隔が2 m、最低1 m以上確保すること等	国基準(必須)
	・隣席との間隔を1 m以上空けるか、アクリル板等により仕切ること等	国基準(必須)
	・入れ替えの都度テーブル・カウンターを消毒液により清拭すること等	県独自
店舗設備の管理（6項目）	・建築物衛生法対象施設については、同法に基づく空気環境基準を満たしていること、対象外施設については、換気設備による必要換気量を満たすこと等	国基準(必須)
	・適切な換気が実施されていることをCO ₂ センサーなどにより確認すること等	県独自
従業員の感染予防（6項目）	・出勤時の検温・体調確認を行うこと等	国基準
	・感染者、濃厚接触者と判断された従業員の就業を禁止すること等	国基準
チェックシートの作成・公表（1項目）	・感染防止対策の実施に係るチェックシートを作成・記録すること等	国基準
感染者発生に備えた対処方針（3項目）	・感染者発生時に疫学調査に協力するため、連絡先把握等の協力を要請すること等	県独自

4. 認証取得促進策

- 飲食店感染予防環境整備支援事業
- 「認証店おうえん食事券」の発行

1 飲食店感染予防環境整備支援事業

(1) 補助率 補助上限額（下限額）	10 / 10 1店舗あたり 100千円（下限額50千円）
(2) 補助対象経費	認証取得に要した設備・備品購入費等。 （例）飛沫感染防止アクリルパネル，パーティション，CO2センサー， 換気設備 等 ※消耗品やリース料は対象外
(3) 補助対象者	宮城県内において飲食業を営む中小企業者及び個人事業主
(4) 申請受付期間	令和3年7月1日（木）から令和3年12月28日（火）まで（予定）
(5) 遡及適用開始日	令和3年5月8日（土）

2 「認証店おうえん食事券」の発行

(1) 名 称	認証店おうえん食事券
(2) 内 容	1冊あたり1,000円券×12枚 = 12,000円分を10,000円で販売 （プレミアム率20%）
(3) 対象店舗	認証飲食店のうち，食事券事業への参加登録をした飲食店
(4) 販売期間	令和3年7月中旬から最長令和3年11月15日（月）まで
(5) 利用期間	令和3年7月中旬から最長令和3年12月15日（水）まで

1 県内のワクチン接種実績について

	接種回数	うち1回目	うち2回目
総数	186,575回	132,499回	54,076回
うち医療従事者	120,340回	72,163回	48,177回
うち高齢者	54,414回	50,980回	3,434回
うち上記以外	11,821回	9,356回	2,465回

<出典> 令和3年5月27日午前9時時点V-SYS登録実績

- 医療従事者優先接種対象者約80,000人のうち、1回の接種を受けた者が72,163人（90.2%）、2回の接種が完了した者が48,177人（60.2%）
- 高齢者優先接種対象者673,838人※のうち、1回の接種を受けた者が50,980人（7.6%）、2回の接種が完了した者が3,434人（0.5%）

※接種券データ抽出基準日（令和3年1月1日）に住民基本台帳に記載されていた、令和3年度中に65歳以上に達する者

2 県内市町村の高齢者接種完了時期の見通しについて

全市町村が7月末までに完了の見通し

加速化に向けた支援

- 市町村接種計画の課題整理と接種人材確保に向けた郡市医師会、看護協会、病院等と市町村の橋渡し
- 看護協会による市町村集団接種会場に勤務する看護師募集
- 大規模接種会場の設置・運営

東北大学(宮城県・仙台市)ワクチン接種センター設置概要

目的

新型コロナウイルス感染症対策として重要な手段であるワクチン接種を県全体で加速化し、7月末までの高齢者接種を確実なものとするとともに、その後の基礎疾患を有する者や65歳未満者の接種をスムーズに進めるため、市町村支援としての接種センターを設置するもの。

概要

- 設置時期 令和3年5月24日から当分の間
- 設置主体 東北大学、宮城県、仙台市
- 設置場所 ヨドバシカメラマルチメディア仙台4階
- 対象 当面は仙台市にお住まいの高齢者
- ワクチン 武田/モデルナ社ワクチン

- 予約状況 (5/26時点) 22,580件
(6/22までの予約を受付中、最大2,100件/日)
- 接種実績 (5/24~5/27) 6,868件
5/24 1,496件 5/27 1,940件
5/25 1,497件
5/26 1,935件

規模

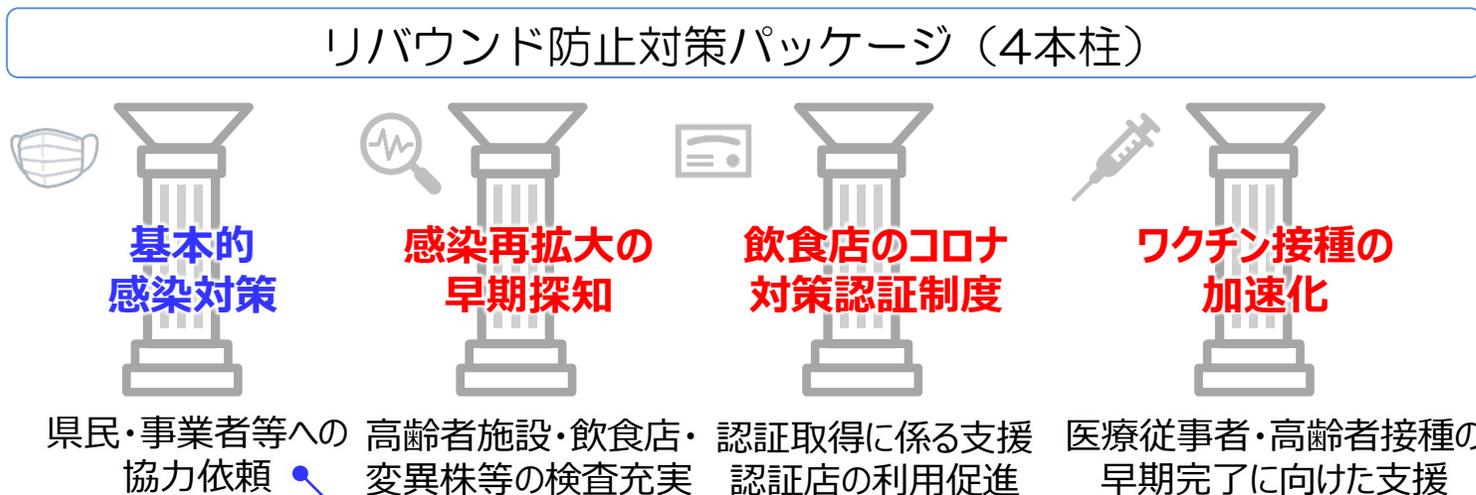
- 当面15レーンを想定、東北大学病院から医師最大15名、協力機関から看護師、薬剤師を配置
- 平日及び土日の午前9時30分~午後5時までの接種
- 1時間20人接種×7時間×15レーン=最大2,100回/日 最大63,000回/月



6月1日以降における県の対策等について（案）

○ 仙台市内の接待を伴う・酒類を提供する飲食店等に対する時短要請を要件を緩和した上で**6/13まで延長**
 → 県独自の緊急事態宣言・リバウンド防止徹底期間も**同日まで延長**し、以下の対策パッケージを着実に推進していく

6/1以降の主な変更点
①仙台市内の接待・酒類飲食店等に対する時短要請の 継続・要件緩和 【エリア】仙台市全域→ 青葉区 のみ 【営業時間】5時-20時→5時- 21時 【酒類提供】11時-19時→11時- 20時
② 独自の緊急事態宣言の延長
③ リバウンド防止徹底期間の延長 ※②③とも5/31まで → 6/13 まで



対象	地域	主な協力依頼内容
飲食店	仙台市 青葉区	接待を伴う飲食店等・酒類を提供する飲食店等に対する営業時間の短縮要請 （営業時間：午前5時から 午後9時 まで ※酒類の提供は午前11時から 午後8時 まで）
	県内全域	感染防止対策徹底（マスク会食・アクリル板・カラオケ設備利用自粛）等
県民	県内 全域	県外との不要不急の移動自粛（特に感染拡大地域）、飲食を伴う行事の自粛、感染対策不徹底・時短要請に応じない飲食店等利用の自粛、感染リスクの高い行動自粛 等
イベント		開催制限（収容率・人数上限）、ガイドラインの遵守、追跡対策 等
その他施設		入場者整理・感染防止対策徹底・業種別ガイドライン遵守 等
事業者		感染防止対策の徹底、テレワーク徹底等による出勤者数減
大学等		マスク会食の徹底、感染防止と学修機会の確保との両立 等

これまでと同様の要請内容

飲食店等に対する要請等 (新旧対照表)



対策①

	リバウンド防止徹底期間 (5/31まで)	→	リバウンド防止徹底期間 (6/13まで)
青葉区 仙台区	○ 接待を伴う飲食店等※1、酒類を提供する飲食店等※2 に対する午前5時から午後8時までの営業時間短縮 (法24条9項) (※宅配・テイクアウトを除く)		○ 接待を伴う飲食店等※1、酒類を提供する飲食店等※2 に対する午前5時から午後9時までの営業時間短縮 (法24条9項) (※宅配・テイクアウトを除く)
	○ 酒類提供は午前11時から午後7時まで (法24条9項)		○ 酒類提供は午前11時から午後8時まで (法24条9項)
県内 全域	○ 利用者へのマスク会食実施の周知、正当な理由なく応じ ない利用者の入場禁止 (退場を含む) (法24条第9項)		同左
	○ アクリル板の設置等 (法24条第9項)		同左
	○ 従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有 症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、事業所の消 毒、施設の換気等 (法24条第9項)		同左
	○ カラオケ設備の利用自粛 (飲食を主業とする店舗) (法24条第9項)		同左
	○ CO ₂ センサーの設置 (法24条第9項)		同左
	○ 業種別ガイドラインの遵守を徹底 (法24条第9項)		同左

※1 食品衛生法上の営業許可を取得している店舗等であって、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に該当する営業を行う店舗

※2 食品衛生法上の営業許可を取得しているカラオケ店等を含む。なお、「酒類の提供」には利用者による酒類の店内持ち込みを含むものとする。



リバウンド防止徹底期間（6/13まで）

- 外出・移動の際には「三密」・「5つの場面※」等の回避や、マスク着用・手指衛生等の基本的な感染対策を徹底すること
- 県外との不要不急の移動、特に緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域等との往来は延期・自粛すること
- 特に混雑する時間帯や混雑する場所へは、できるだけ行かないようにすること
- 感染対策が徹底されていない飲食店等や、時短要請に応じない飲食店等の利用（宅配・テイクアウトを除く）を控えること
- 飲酒を伴う多人数や長時間におよぶ会食・行事を自粛すること、会話の際のマスク着用を徹底すること、飲酒を伴わない場合も注意すること
- 飲食店の求める感染防止策に積極的に協力すること
- 路上・公園等における集団での飲酒など感染リスクの高い行動を自粛すること

※感染リスクが高いとされる、①飲酒を伴う懇親会等、②大人数や長時間におよぶ飲食、③マスクなしでの会話、④狭い空間での共同生活、⑤居場所の切り替わり



リバウンド防止徹底期間（6/13まで）

- 業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ（COCOA）、みやぎお知らせコロナアプリ（MICA）の導入・名簿作成などの追跡対策を徹底すること
- 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、県に事前に相談すること
- 全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生し、国が業種別ガイドラインの見直しや収容率要数上限の見直し等を行った場合には、国に準じて対応すること
- 以下の収容率・人数上限のいずれか**低い方**

収容率		人数上限
大声での歓声、声援がないことを前提とするもの ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、 芸能・演芸、公演・式典、展示会等 飲食を伴うが発声がないもの ※1	大声での歓声、声援が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、 ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等	5,000人 又は 収容定員50%以内の いずれか大きい方
100%以内 （席がない場合は適切な間隔）	50%※2以内 （席がない場合は十分な間隔）	

※1 「イベント中の食事を伴う催物」は、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、上記のとおり取り扱うことを可とする。

※2 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

その他の要請等【県内全域】



対策①

対象	リバウンド防止徹底期間（ <u>6/13まで</u> ）
その他の施設	<p>（対象施設） 全ての施設・店舗等（※県有施設を含む）</p> <p>（協力依頼内容）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒等の励行、施設の換気等の感染防止対策 ○ 国の接触確認アプリ（COCOA）、みやぎお知らせコロナアプリ（MICA）の導入・名簿作成などの追跡対策の徹底 ○ 業種別ガイドラインの遵守 <p>→ 特に「5つの場面」・「三密」のある施設については、これらの感染防止対策を徹底すること</p>
事業者への協力依頼	<ul style="list-style-type: none"> ○ 従業員等に対し、時短要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないよう求めること ○ 職場でのクラスター発生を踏まえ、休憩時間や社員寮等の集団生活の場も含めた感染防止対策を徹底すること ○ 従業員等に対し、飲食を伴う懇親会等を控えるよう求めること ○ 「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め、テレワークを更に徹底すること。出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤などの取り組みを推進すること。
大学等への協力依頼	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学生に対し、時短要請した時間以降、飲食店等にみだりに出入りをしないよう求めること ○ 学生に対し、飲食を伴う行事等を控えるよう求めること ○ 感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等により学修機会を確保すること ○ 部活動、課外活動、学生寮における感染防止策等について、学生等に注意喚起を徹底すること ○ 学校内での行事は、人と人との間隔を十分に確保する等、適切な開催方法を検討すること

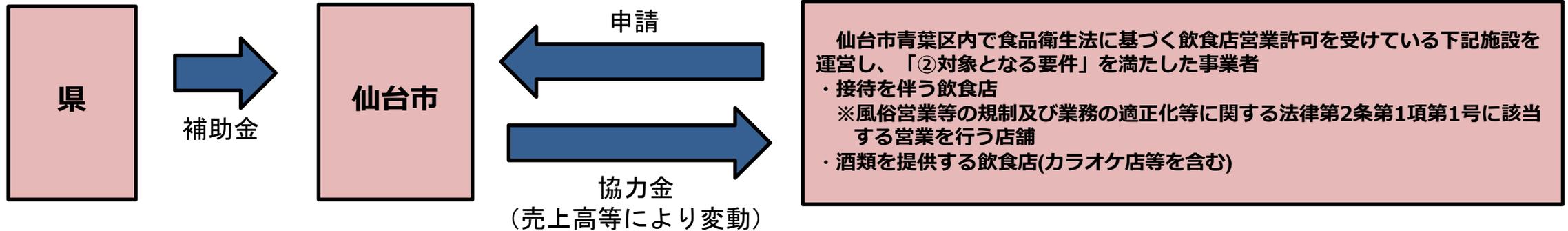
※1 遊興施設のうち、ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は協力依頼の対象外。

※2 生活必需サービスを除く。

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（案）

仙台市青葉区を対象として、下記の対象となる施設を運営する事業者に対し、令和3年6月1日午後9時から令和3年6月14日午前5時までの間、午前5時から午後9時までの営業時間短縮の要請に全面的に御協力いただいた場合に、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を支給いたします。

【①実施スキーム】



【②対象となる要件】

- ◎ 令和3年5月31日以前から開業しており、令和3年6月1日午後9時から令和3年6月14日午前5時までの期間中に午前5時から午後9時までの時間短縮営業に全面的に御協力いただくこと。
- ◎ 「新型コロナ対策実施中ポスター」の取得及び掲示等
- ※ 酒類の提供は、午前11時から午後8時までに限る。 ※ 従前より、午前5時から午後9時までの時間の範囲内で営業している店舗は要請対象外。
- ※ 感染状況によっては、6月13日以前に営業時間短縮要請が解除される場合があります。

【③1日当たり単価の変更】

要請期間	1日当たり単価
4/5～5/6	4～10万円/日
5/6～5/12	3～10万円/日
5/12～6/1	3～10万円/日 (※仙台市による上乗せ含む)
6/1～6/14	2.5～7.5万円/日

【④支給額の単価】

		前年度又は前々年度の1日当たりの売上高		
		～83,333円	83,334～250,000円	250,001円～
中小企業者	A売上高による方法	2.5万円/日	2.5～7.5万円/日 (1日の売上高の3割)	7.5万円/日
	B売上高減少額による方法	売上高減少額×0.4/日 ※前年度又は前々年度の売上高の3割又は20万円の低い方が上限		
大企業(売上高減少額による方法)		売上高減少額×0.4/日 ※前年度又は前々年度の売上高の3割又は20万円の低い方が上限		

※ 中小企業はA又はBのいずれかの算定方法を選択可 ※ 協力金の支給額は、1施設あたり1日単価×13日間となります。
 ※ 感染状況が落ち着くなどして要請期間が短縮された場合には、短縮された日数に応じて支給額も変更となります。